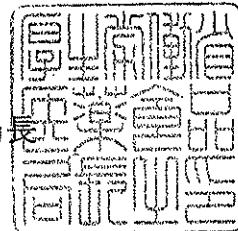


薬食発第1217008号
平成20年12月17日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第172号）が別添の通り平成20年12月17日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

20.12.22
衛生薬務課
第2857号

- ・ 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ・ 1-(4-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ・ 1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ・ 1-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ・ N-エチル-N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ・ 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成20年12月17日）から起算して30日を経過した日
(平成21年1月16日) から施行すること。

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 租税特別措置法施行令第六条の七及び第二十八条の十第六項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準の一部を改正する件
- (同五四〇)
- 健康保険法施行規則第八十六条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件(同五四一)
- 厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四二)
- 測定器等の較正に関する規則の一部を改正する省令(総務一四六)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
- (厚生労働一七二)
- 日本国に帰化を許可する件
- (法務五五五)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件
- (文部科学一七六)
- 租税特別措置法施行令第六条の十第二项第一号及び第二十八条の十第二项第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件
- (厚生労働五三九)

〔告示〕

- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(三八五)
- 測定器等の較正に関する規則の一部を改正する省令(総務一四六)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
- (同五四五)
- 確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四三)
- 厚生年金基金令第二十九条第二項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四五)
- 国民年金基金令第二十条第一項の規定に基づき国民年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四四)
- 確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四六)
- 国民年金基金令第二十条第三項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四七)
- 確定給付企業年金法施行令第六十七条第二項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四八)
- 保安林の指定をする件
- (農林水産一九二九一九三三)
- 保安林の指定を解除する件
- (同一九四〇一九四二)
- 保安林の指定を変更する件
- (同一九三三一九三九)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件
- (文部科学一七六)
- 租税特別措置法施行令第六条の十第二项第一号及び第二十八条の十第二项第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件
- (厚生労働五三九)

〔政令〕

〔日次〕

- 租税特別措置法施行令第六条の七及び第二十八条の十第六項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準の一部を改正する件
- (同五四〇)
- 健康保険法施行規則第八十六条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件(同五四一)
- 厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四二)
- 国民年金基金令第二十条第一項の規定に基づき国民年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四三)
- 確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件
- (同五四四)
- 厚生年金基金令第二十九条第二項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四五)
- 国民年金基金令第二十条第三項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四六)
- 確定給付企業年金法施行令第六十七条第二項の規定に基づき指定を取り消した件
- (同五四七)
- 保安林の指定をする件
- (農林水産一九二九一九三三)
- 保安林の指定を解除する件
- (同一九三三一九三九)
- 保安林の指定を変更する件
- (同一九四〇一九四二)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件
- (文部科学一七六)
- 租税特別措置法施行令第六条の十第二项第一号及び第二十八条の十第二项第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件
- (厚生労働五三九)

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件(同二八二)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件(同二八二)
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険人の住所等を変更した件(国土交通一四七三)
- 運輸審議会から答申があつた件(同二八二)
- 都市計画に関する件(同二八二)
- 道路に関する件(同二八二)
- 中部地方整備局(二二二)
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省

〔公 告〕

官庁 割賦販売法及び割賦販売法施行令に相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

裁判所

最低賃金の改正決定に関する公示
(長野労働局最低賃金公示五)本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

本号で公布された
去命令のうち

法令の整理

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

2 1 N-メチル-N-(1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-イル)ヒドロキオシルアミン及びその塩類を麻薬に指定することとした。(第一条関係)
この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

政令第三百八十五号

內閣總理大臣 麻生 太郎

御名御選

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令

精神薬、精神薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正す

る政令

法律第十四号) 別表第一第七十五号の規定に基

この政令を制定する。

原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十一号）

第一條中第七十九号を第八十号とし、第六十九

から第七十八号までを一號ずつ繰り下げ、第六

八号の次に次の二号を加える。

チレンジオキシフェニル) プロパン-1-ヨウイ
ドの合成

ル・ヒヨウキシルノミン及びその構造

この政令は、公布の日から起算して三十日を経

した日から施行する

内閣総理大臣 麻生 太郎

省令

○總務省令第百四十六號

施するため、測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月十七日

總務大臣 島山 邦夫

測定器等の較正に関する規則の一部を改正する省令

測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省第七十四号）の一部を次のように改正する。
第三条中「別表第一号に定める様式の申請書を削り、「(以下「機構」という。)の下に「が定める事項を記載した申請書を機構に」を、「(指定較正機関」という。)の下に「が定める事項を記載した申請書を当該指定較正機関」を加へる。

第四条中「別表第一号」を「別表第一号」に改める。

第五条第一項中「別表第三号に定める様式の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項にの各号を加える。

一 較正を行つた測定器等の種別
二 名称又は型式
三 製造者名及び製造番号
四 整正の結果
五 整正完了年月日

第六条中「別表第四号」を「別表第二号」に改める。

第十条第一項中「別表第二号」を「別表第一号」を改める。

第六条中「別表第四号」を「別表第二号」に改める。

別表第一号を削り、別表第二号を別表第一号とする。

別表第三号を削り、別表第四号を別表第一号とする。

この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

附 則

厚生労働省令第七十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二百四十四条の規定に基づき、薬事法第二条第十四項の規定によるものとし、同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の用途を定める省令の一部を改正する省令

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 幸添 要一

号から第三十三号までを六号ずつ繰り下げる。第二十四号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　一一　(三・四-メチレンジオキシフエニル)　一二一　(ビロリジン-1-イル)　ペンタノー-1-オン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　一　(四-フルオロフェニル)　一-N-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

第一条中第二十号を二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げる。第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　一　(四-クロロ-1-五-ジメトキシフェニル)　プロパン-1-アミン及びその塩類

第一条中第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　一　(四-エチルスルファニル-2-アミン及びその塩類

十三　N-エチル-N-イソプロピル-1-メトキシトリプタミン及びその塩類

第一条中第十号の次に次の一号を加える。

十一　二-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○總務省告示第六百九十号
統計法(昭和二十一年法律第十八号)第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年十二月十七日

三十　一一　(三・四-メチレンジオキシフェニル)　一二一(ビロリジン-1-イル)ペントノー-1-オン及びその塩類
二号を第二十三号を第二十八号とし、第二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十六　一一(四-フルオロフェニル)　一N-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類
第一条中第二十号を二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号を十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
十七　一一(四-クロロ-1-五ジメトキシフェニル)プロパン-1-アミン及びその塩類
第一条中第十二号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。
十五　一一(四-エチルスルフアニール-1-五ジメトキシフェニル)プロパン-1-アミン及びその塩類
第一条中第十一号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。
十三　N-エチル-N-イソプロピル-五-メトキシトリプタミン及びその塩類
第一条中第十号の次に次の二号を加える。
十一　二-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オノン及びその塩類
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。